

## 雇止め等に伴い住居を失う方への県営住宅の提供について

### 建築住宅課

岩手県では、世界的な金融危機の影響を受けた企業業績の悪化等によって急速に悪化している現在の雇用情勢に緊急に対応し、総合的な雇用対策を一層強力に推進するため、平成20年12月10日に知事を本部長とする「岩手県緊急雇用対策本部」を設置し、同月26日の第2回本部会議において、離職者への生活支援策の一つとして県営住宅を提供することとしました。

具体的には下記のとおりですので、県営住宅への入居を希望される場合には、財団法人岩手県建築住宅センターあてお申込みいただきますよう御案内します。

#### 1 入居できる方

雇用先からの雇止め・解雇に伴い、社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居からの退去を余儀なくされることが客観的に証明される求職中の単身者に限ります。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことが条件となります。

#### 2 入居できる期間

あらかじめ新たな居住の場を確保するために必要な期間をお聴きし、6か月以内で設定させていただきます。

その後、住宅に困窮する実情や県営住宅のストック状況等を勘案の上、継続して入居いただく必要があると認められる場合には、最初の許可日から6か月を限度として更新することがあります。

#### 3 入居の方法

提供できる県営住宅には限りがありますので、2名の方で1戸を御使用いただくこととなります。お知り合いの方と御一緒に申し込まれ、当選された場合には、その2名が同じ住宅に入居することもできます。

#### 4 その他

- (1) 敷金及び連帯保証人は不要です。
- (2) 浴槽・釜・給湯設備の状況については、団地によって異なり、入居する方の負担で設置していただく場合があります。
- (3) 入居に当たっては、一般の入居者に準じた条件を付けさせていただきます。

#### 5 お申込み方法

1月9日（金）から、財団法人岩手県建築住宅センター〔盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号いわて県民情報交流センター（アイーナ）2F〕において受付〔午前9時～午後5時15分、土日祝日休み〕を行っています。

申込書に必要事項を御記入いただくとともに、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等の御提出をお願いします。

郵送でも可能ですが、申込書の記入の誤りや書類の不備がある場合には御希望の抽選に間に合わないことも考えられますので、御注意ください。

